

～振興山村^{※1}で活動する**事業者**の皆さんへ～

山村税制特例を 活用してみませんか

山村税制特例とは、振興山村で製造の事業等を営む事業者が、それら事業に使用する機械や建物を取得等した場合に、特別償却^{※2}ができる制度です。

特例の内容

製造の事業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設した場合に、事業に使用した日を含む事業年度において、機械や建物等資産の通常の償却に加え、取得価額の一定割合に相当する額を特別償却することができます。



特別償却が可能な対象業種及び特別償却率等

業種	製造の事業	旅館業
取得価額	2,000万円超	
特別償却率	機械等 10/100 建物等 6/100	建物等 6/100



※1:振興山村とは、林野率が高く人口密度が低い地域で、山村振興法の規定に基づき指定された区域。

※2:特別償却とは、普通償却に上乗せして償却できる制度。初年度の所得税、法人税額を軽減することができます(課税の繰り延べ効果が発生)。

振興山村での事業活動を 税制の優遇措置により支援します！



1 **事業を拡大したい！**

地元特産の牛乳を使った乳製品を製造するため工場を建設したいなあ




設備を更新したい！

古くなった製材用の機械を更新したいなあ



2 **でも...**


不況だしなあ機械を購入するのはあきらめようかなあ



高い機械を購入すると、手元に残る現金が減るから心もとないなあ

なにか、いい制度はないかなあ

3 **山村税制を適用すると...**




通常の減価償却に上乗せして、特別償却をすることができます。

特別償却費は費用として経理処理できるため、課税所得を低く抑えることができ、結果として、法人税を低く抑えることができます。

※ 特別償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却費総額は同じとなります。

4 **よかった！**



山村税制を適用したことで、工場の建設に踏み切ることができた。

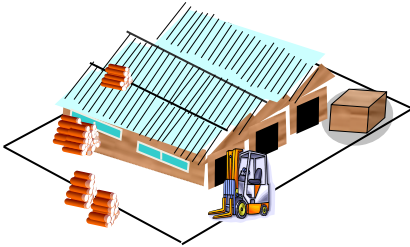
手元に現金が残っているので、更なる設備投資をかんがえようかなあ。

新しい設備で作業効率を上げて、収入の増加を図るぞ！

製造の事業・旅館業とは？

製造の事業

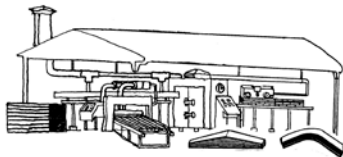
◇木材・木製品製造



◇食料品製造



◇繊維製造



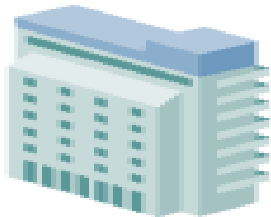
その他

- ◇家具・装備品製造
- ◇石油製品・石炭製品製造
- ◇金属製品製造
- ◇生産用機械器具製造
- ◇電気機械器具製造

等

旅館業

◇ホテル営業



◇旅館営業 等



- ※ 日本標準産業分類(総務省)を参考にして下さい。
- ※ 取得した機械及び建物が、特別償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認下さい。

具体例

A県B村(振興山村)の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

【前提条件】

- ・課税所得 1,000万円
- ・機械の取得価格 3,000万円
- ・機械の購入月/使用開始月 平成23年8月/10月
- ・法定耐用年数 8年
- ・償却方法 定率法(31.3%/年)
- ・法人税率 30%

項目	通常	特別償却した場合
①償却前課税所得	1,000万円	1,000万円
②普通償却額※1	469.5万円	469.5万円
③特別償却額(機械10%)※2	—	300万円
④課税所得(①-②-③)	530.5万円	230.5万円
⑤法人税額(④×30%)	159.2万円	69.2万円



※1: 普通償却額 $3,000万円 \times 31.3\% \times 6/12(10\sim3月) = 469.5万円$
※2: 特別償却額 $3,000万円 \times 10.0\% = 300万円$

初年度 約90万円の効果! (課税の繰り延べ効果が発生します)

特別償却の効果

一般的に、特別償却のメリットは以下の2点です。

- ①資金回収の早期化: 特別償却分のキャッシュフローを早期回収することが可能です。
- ②当期の減税効果: 当期に通常の減価償却を上回る利益が予想される場合、特別償却により課税所得を減少し、税金を少なく抑えることが可能です。

※特別償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却費総額は同じとなります。

お問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部
中山間地域振興課 調査調整班
(代表)03-3502-8111(内線)5631
(直通)03-3502-6005



申請に関するお問い合わせは、

- ・各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
- ・国税庁のタックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm> をご利用下さい。